様式第14号（第14条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　都留市長　　　　　　　　印

命令書

　　都留市地下水保全条例第22条(附則第8項)の規定により、下記のとおり命令します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 井戸の設置場所 |  |
| 命令に至るまでの経緯 |  |
| 命令の内容 |  |
| 命令措置期限 | 年　　　月　　　日 |

・命令措置期限までに上記命令の内容に係る措置を講じた場合は、当該措置を講じた日から起算して15日以内に市長に届出をすること。

・命令措置期限までに正当な理由がなく上記命令の内容に従わない場合は、氏名等を公表する場合があり、5万円以下の過料に処せられます。

（教示）

1　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都留市長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、都留市を被告として(訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。